

要介護1～5

要介護度	通所リハ費 利用者負担	食費 ※実費	利用者負担 計/1日
要介護1	715 円/単位	510 円	1,225 円
要介護2	850 円/単位	510 円	1,360 円
要介護3	981 円/単位	510 円	1,491 円
要介護4	1,137 円/単位	510 円	1,647 円
要介護5	1,290 円/単位	510 円	1,800 円

※利用当日の利用キャンセルの場合、昼食代510円のみ徴収させていただきます。
ご理解とご協力をお願い致します。

(※加算分別途)

その他の主な加算料金

各種加算	日額	備 考
入浴介助加算(Ⅰ)	40 円/単位	必要な人員や設備を整え入浴介助に関する研修を実施している場合の加算
入浴介助加算(Ⅱ)	60 円/単位	(Ⅰ)に加え医師等が居宅を訪問、入浴環境や動作の評価および助言を行い、個別の入浴計画を立て、居宅の浴室に近い状況の中で入浴訓練を実施する。
短期集中個別リハビリ加算	110 円/単位	退院(所)日または認定日から起算して3月以内(1週に概ね2回以上、1回当たり20分以上)
リハビリ提供体制加算	24 円/単位	理学療法士等の数が常時25:1を満たす場合
中重度ケア体制加算	20 円/単位	看護介護職員を定数の1以上確保し、看護職員を1人配置。前3ヶ月の利用者総数のうち要介護3以上が30%以上を占める。
送迎未実施減算	-47 円/単位	利用者の居宅と事業所間の送迎を行わない場合(片道につき)。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 円/単位	介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が70%以上。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	8.6% /単位数	介護職員の処遇を改善するために、規程にあった体制を整備している場合

各種加算	月額	備 考
リハビリマネジメント加算イ	560 円/単位	個別の計画を作成し、リハビリ職員が本人、家族へ説明し、医師に報告。月1回リハビリ会議を開催、関係者への情報提供を行った場合の加算(同意月から6月まで)。
リハビリマネジメント加算イ	240 円/単位	個別の計画を作成しリハビリ職員が本人、家族へ説明し、医師に報告。3ヶ月に1回リハビリ会議を開催、関係者への情報提供を行った場合の加算(同意月から6月以降)。
リハビリマネジメント加算ロ	593 円/単位	個別の計画を作成し、リハビリ職員が本人、家族へ説明し、医師に報告。月1回リハビリ会議を開催、関係者へ情報提供(同意月から6月まで)。なお、データを国へ報告する。
リハビリマネジメント加算ロ	273 円/単位	個別の計画を作成しリハビリ職員が本人、家族へ説明し、医師に報告。3ヶ月に1回リハビリ会議を開催、関係者へ情報提供(同意月から6月以降)。なお、データを国へ報告することが必要。
退院時共同指導加算	600 円/単位	入院中の方が退院するに当たり、事業所の医師やリハビリ職員が退院前会議に参加し退院時共同指導を行い、初回の当該サービス提供を行った場合に1回加算する。
生活行為向上リハビリ加算	1,250 円/単位	生活行為向上に関する専門研修受講者を配置、リハビリを実施。開始から6月以内。
科学的介護推進体制加算	40 円/単位	入所者毎の心身状況に関する項目を国へ提供する。

※ 介護サービス費については、介護保険負担割合証により算定となります。

要支援1,2

要介護度	予防通所リハビリテーション 利用者負担		食費 ※1回につき
要支援1	2,268 円/単位	※1ヶ月につき	510 円
要支援2	4,228 円/単位		

その他の主な加算料金

各種加算	月額	備考
長期間利用の介護予防リハビリ適正化	-120 円/単位	利用開始から12月経過以降にリハビリ会議を3月毎に開催しない、厚労省にデータ提供しない場合(要支援1)。
	-240 円/単位	利用開始から12月経過以降にリハビリ会議を3月毎に開催しない、厚労省にデータ提供しない場合(要支援2)。
生活行為向上リハビリ加算	562 円/単位	生活行為向上に関する専門研修受講者を配置、リハビリを実施。開始から6月以内。
科学的介護推進体制加算	40 円/単位	入所者毎の心身状況に関する項目を国へ提供する。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88 円/単位	介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が70%以上。(要支援1)
	176 円/単位	介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が70%以上。(要支援2)
退院時共同指導加算	600 円/単位	入院中の方が退院するに当たり、事業所の医師やリハビリ職員が退院前会議に参加し
		退院時共同指導を行い、初回の当該サービス提供を行った場合に1回加算する。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	8.6% /単位数	介護職員の処遇を改善するために、規程にあった体制を整備している場合

※ 介護サービス費については、介護保険負担割合証により算定となります。